

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し①（特定少額資産の譲渡（仮称））（1/3）

一言解説

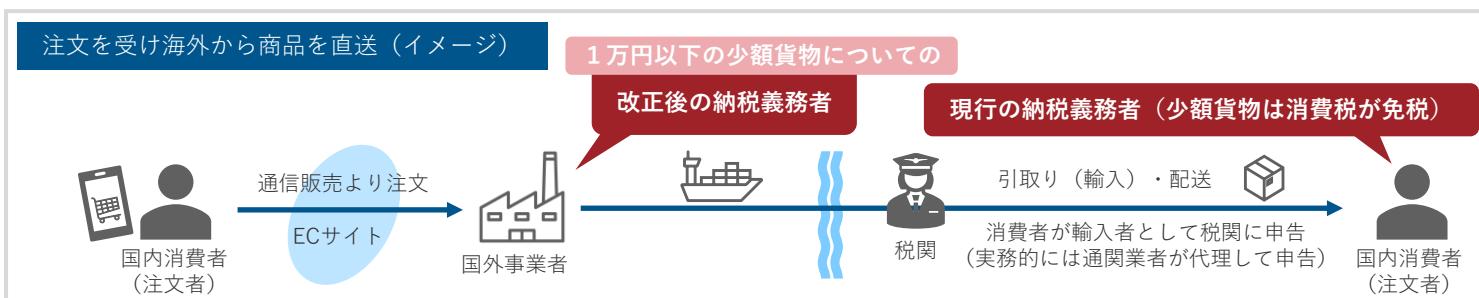
国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品については、国外の販売者に消費税の納税義務が課されます。

1. 概要

国外事業者がECサイトを通じて国内消費者に商品を販売（直送）する場合、原則その商品を輸入する者に消費税と関税が課されますが、現行は少額輸入貨物（課税価格が1万円以下であって、輸入時に消費税等が免除されている貨物）については免税対象とされています。今回、国内事業者との競争上の均衡を図る観点から、国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品について、販売者に納税義務を課すこととする見直しが行われました。

2. 特定少額資産の譲渡（仮称）

課税対象	現行	改正案
輸入による通信販売	事業者が資産の譲渡を行う時において、その資産の所在する場所が国内であれば、国内取引となり消費税が課されますが、国境を越えて行われる通信販売は、資産の所在する場所が国外であれば、消費税の課税対象外です。	国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の資産については、国外の販売者に消費税の納税義務を課すこととなります。



出典：経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合第3回 「説明資料〔国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題〕令和7年6月11日（水）財務省」を加工

適用時期

原則、令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用します。

留意事項

地方消費税について所要の措置を講じます。

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し①（特定少額資産の譲渡（仮称））（2/3）

2. 特定少額資産の譲渡（仮称）※前頁より続き

(1) 通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産（一の資産の対価の額が**1万円（税抜き）以下**であるものに限ります。）の譲渡（以下「**特定少額資産の譲渡**」（仮称）といいます。）について、**資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象**とします。

（注）簡易課税制度における仕入控除税額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から**特定少額資産の譲渡**に該当するものを除外します。

(2) 下記の3. の(1)の登録を受けた事業者（以下「**特定少額資産販売事業者**」（仮称）という。）が行った**特定少額資産の譲渡**に係る課税貨物（次の①及び②の事項がその課税貨物の輸入申告書等に付記されているものに限ります。）の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が課税されないための措置を講じます。

① その課税貨物に係る**特定少額資産の譲渡**を行った**特定少額資産販売事業者**の登録番号

② その課税貨物が**特定少額資産の譲渡**に係るものである旨

（注）**特定少額資産の譲渡**に係る課税貨物が郵便物として輸入される場合には、上記の輸入申告書等に代えて、郵便に関する条約に基づき、差出人がその課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書に上記①及び②に掲げる事項が付記されているものを上記(2)の対象とします。

(3) 事業者（免税事業者を除きます。）が**特定少額資産の譲渡**を行った場合において、その**特定少額資産の譲渡**に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその**特定少額資産の譲渡**に係る消費税額を控除します。

(4) 適用時期

上記の規定は、**令和10年4月1日以後**に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用します。

3. 特定少額資産販売事業者登録制度

(1) **特定少額資産販売事業者**の登録

「**特定少額資産販売事業者**」とは、**特定少額資産の譲渡**を行う事業者（免税事業者を除きます。）であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいいます。

（注）特定国外事業者（事務所、事業所等を国内に有しない国外事業者をいいます。）がこの登録を受ける場合にあっては、消費税に関する税務代理人があること等を要件に加えます。

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し①（特定少額資産の譲渡（仮称））（3 / 3）

3. 特定少額資産販売事業者登録制度 ※前頁より続き

(2) 特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができます。

(3) 事業者免税点制度との適用関係

前頁(1)の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記(2)の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は適用しません。

(4) 特定少額資産販売事業者の義務

特定少額資産販売事業者は、**特定少額資産の譲渡**を行った場合には、その発送に係る仕入書等に次の①及び②に掲げる事項を記載し、かつ、その**特定少額資産の譲渡**に係る資産を輸入しようとする者又はその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者に対し、これらの事項を通知しなければなりません。

① その**特定少額資産販売事業者**の登録番号

② その**特定少額資産の譲渡**に係る資産に該当する旨

(5) 特定少額資産の譲渡に係る仕入書等類似書類の交付等の禁止

① 特定少額資産販売事業者が行う**特定少額資産の譲渡**に係る資産以外の資産について、**特定少額資産販売事業者**により**特定少額資産の譲渡**として行われたものであると誤認されるおそれのある仕入書等をその資産を輸入しようとする者及びその者の関税法の規定に基づく輸入の申告を代理する通関業者（以下「輸入者等」といいます。）に交付し、又は上記(4)の①に掲げる登録番号若しくはその登録番号と誤認されるおそれのある番号及び上記(4)の②に掲げる事項を輸入者等に通知すること（以下「輸入者等への交付等」といいます。）を禁止します。

② 上記①の輸入者等への交付等に関する調査に係る質問検査権の規定を整備します。

(6) 適用時期

特定少額資産販売事業者の登録については、**令和9年10月1日**からその申請を受け付けることとします。